

NEWSLETTER

知財速報

● 出願人のデザイン思想を最大限に保護し、デザインの情熱を刺激するという観点から、部分意匠制度は効果的な制度であり、出願人に歓迎されており、多くの国や地域でますます普及されている。工業大国として、中国は意匠をより一層保護すべきである。部分意匠制度がまだ確立される前に、類似する意匠、出願書類でのデザインポイントの適切な揭示、断面図や使用状態図の適切な使用などの方法によって、デザインポイントが明確に表現されて、デザインポイントがよりよく保護され、無効宣告請求と侵害審判において有利な結果を得るのに役立つ。



部分意匠制度、及び中国の意匠出願での デザインポイントの保護方法について

1. 部分意匠

部分意匠とは、帽子のつば、歯ブラシの取っ手、電子レンジのノブなどのように、製品のある部分に対する革新的なデザインをいう。例えば、米国の有名な In re Zahn 案件で、下記の図に示すように、出願人は出願書類において、保護要求のあるドリルハンドル部分を実線で、保護要求のないドリルビット部分を破線で示した。



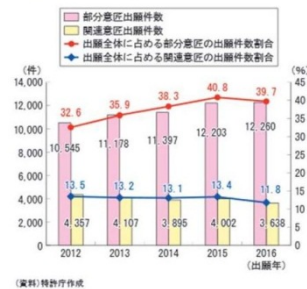
出願人がこのような出願書類を提出する目的は、ドリルビット部分のデザインにかかわらず、ドリルハンドル部分に上記の図におけるデザインの製品が採用された限り、その権利が侵害されるということにある。明らかに、このような方式はデザインポイントを最大限に保護でき、出願人の請求の範囲を最大化することができる。

部分意匠制度は、米国、ヨーロッパ、日本、韓国などの国や地域では既に比較的成熟した意匠保護制度である。1976年の In re Zahn 案件の後、米国特許商標局は、米国の『特許審査指南』第 1502 の意匠に関わる定義を修正し、すなわち、「意匠とは、製品自体ではなく、工業製品（又はその部分）に含まれるか、又は適用される意匠である」に修正して、これにより部分意匠を保護客体にした。

1998 年、日本で意匠法を修正して、部分意匠を保護することが提出された。日本の意

匠法の第 2 条の規定によると、意匠とは、物品（物品の一部を含む）の形状、模様、若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起させるものをいう。下記の図は、2012 年から 2016 年までの日本の部分意匠と関連意匠の統計データであり、そのうち、毎年左側の柱状が部分意匠である。図面から分かるように、部分意匠は、全体的に増加する傾向であり、2016 年には意匠出願総数の 40%程度を占めた。

部分意匠、関連意匠の出願件数及び出願件数割合の推移



韓国は、2001 年から部分意匠に対して保護を行った。韓国の意匠保護法の第 2 条第 1 項の規定によると、意匠とは、製品（製品の一部やフォントを含む）の形状、模様、色彩又はそれらの組み合わせであって、視覚を通じて美感を起させるものをいう。

2001 年 12 月、欧州連合理事会も『共同体意匠理事会規則』を通過し、部分意匠が保護できることを確認した。その中の第 3 条の規定によると、意匠とは、製品の自体及び/又はその装飾の線、輪郭、色彩、形状、質感及び/又は材料などから由来する、当該製品の全体や部分の外観をいう。

これらの国や地域の意匠実務では、保護請求のある部分と保護請求のない部分は、通常、意匠出願の図面において実線や破線などの方

式で示す。それ以外、ヨーロッパ、日本、韓国などでは、また色彩、影などの表現手法を総合的に適用して保護請求のある部分を表現することができる。

2. 中国の規定

専利審査指南 2010 版の第一部分、第三章の 7.4 の (3) と (4) における規定には、意匠権を授与しない事情は次のようであると記載されている：(3) 例えば靴下のかかと、帽子のつば、カップの取っ手など、製品の、分割したり個別に販売できず、かつ単独で使用できない部分的なデザイン；(4) 複数の異なる特定の形状又は模様の子部品からなる製品は、部品自体が個別に販売できず、かつ単独で使用できない場合、当該部品は意匠の保護の客体に属しない。例えば、異なる形状のプラグブロックからなるパズル玩具のセットにとって、すべてのプラグブロックを一つの意匠として共同で出願した場合であるこそ、意匠の保護の客体に属す。これから見ると、部分意匠は中国でまだ意匠が授与できる対象ではない。

2015 年 4 月 1 日、中国国家知識産権局は『専利法の改正草案 (意見の草稿)』を公表した。その中、第 2 条には「意匠とは、製品の全体又は部分の形状、模様又はこれらの結合、及び、色彩と形状、模様の結合に対する、美観に富んで工業に適用する新たなデザインをいう。」と規定された。これから、当該修正草案の意見の草稿には、意匠の保護対象として部分意匠を増加することを明確に提出したことが分かる。しかしながら、様々な要素の影響により、草案がいくつか修正された過程で、各方が当該条項に合意することができず、それで、2019 年初、中国人民代表大会のサイトに掲載された専利法修正案草案意見の草稿ではその痕跡を見つけるのが既に難しくなった。これは、今度の中国専利法の修正におい

て部分意匠制度をまだ確立しないことを意味するかもしれない。

2019 年 4 月 4 日、国家知識産権局は『専利審査指南修正草案 (意見の草稿)』に関わるパブリックコンサルテーションについての通知」を発表し、審査指南修正草案 (意見の草稿) を発表した。その中、GUI 意匠図面の提出要求を修正した。具体的には、「グラフィカルユーザーインターフェースを含む製品の意匠は、製品全体の意匠図面を提出する必要がある。グラフィカルユーザーインターフェースが動的模様である場合、出願人は上記製品全体の意匠図面の少なくとも 1 つの状態を提出する必要がある、その他の状態ではキーフレームの図面だけを提出して良いが、提出した図面は動的模様における動図面の変化傾向を一意に決まることのできるべきである。」という元の規定を削除した。また、「グラフィカルユーザーインターフェースを含む製品の意匠は、上記の第一部分の第三章の 4.2 の規定を満足する必要がある。デザインポイントがグラフィカルユーザーインターフェースのみにあるものは、グラフィカルユーザーインターフェースに係る面の正面投影製品の図面を 1 つ提出することができる。図面は、グラフィカルユーザーインターフェースが適用する製品の種類、並びに、グラフィカルユーザーインターフェースのデザイン、及び製品における大きさ、位置及び比例関係を明確に表示できるべきである。」ということを増加した。これから分かるように、GUI 意匠の図面についての提出要求は以前より一定的に単純化されており、「グラフィカルユーザーインターフェースを含む製品の意匠は、製品全体の意匠図面を提出するべきである。」という規定は歴史になるかもしれない。GUI 意匠は中国の部分意匠制度の先駆者と試験場になるかもしれないと言えるだろう。

3. デザインポイントの保護について

中国において部分意匠がまだ確立されていない現状下で、出願手続で出願人のデザインをできるだけ保護するために、参照のほど以下の提案を提供する。

まず、類似する意匠制度を利用することができる。すなわち、基本的なデザインを確定し、当該基本的なデザインは、デザインポイントを強調表示するように、デザインポイントの外、提出した図面においてデザイン要素をできるだけ減少することにより、デザインポイントの全体的な視覚効果に対する顕著な影響を強調することができる。これに基づき、他の類似するデザインにはいくつかの非デザインポイントを増加することができる。審査指南の規定によれば、意匠出願 1 件における類似する意匠は最大 10 項とすることができる。

次に、意匠の簡单的な説明における「本意匠製品のデザインポイント」の作成を重視する。実務で、「デザインポイント」を叙述するときに、多くの出願は「図面に示す形状及び模様のことにある」のように大まかに記載されるだけである。筆者は、このような大まかな記載は、多くの場合には意匠の保護範囲に利点がなく、無効宣告請求と侵害訴訟においてデザインポイントを主張する障害になる可能性さえあると考えられている。デザインポイントを適切に掲示するため、出願人は、例えば「デザインポイントは、特にXXXのことにある」という表現を用いることができる。デザインポイントが簡単に言葉で説明できない場合、図面内で矢印又は指示線により標記することができる。例えば、図面で「A 部」と標記し、当該 A 部の拡大図又は使用状態図などまで追加することができる。

中国で意匠が同一であるか又は類似である

かを判断する判断主体は「一般消費者」であり、判断基準は「全体的観察、総合的判断」である。出願人が、ある製品の特定部位だけを改善させ、当該特定部位が個別に販売しかつ単独で使用できる製品でない場合、出願人は、当該特定部分を含む製品全体を意匠として出願を提出する必要がある。この場合、「全体的観察、総合的判断」の判断基準によって当該特定部位が弱められ、「総合的判断」に陥て考慮されない可能性もある。当該特定部位をより一層強調表示して、出願する意匠と既存意匠との違いを当該特定部位で確定するのに十分にするために、出願人は、「全体的観察、総合的判断」において特定部位の重さを増加するように、出願のときに出願書類を以下のようにすることができる。

(1) 製品意匠で、特定部位を含む部分について断面図を作成する。

例えば、出願人が（収納袋を）出願するとき提出した図面は下記の図の通りである。



斜視図



平面図

上記 2 つの図面から、収納袋のハンドル部位に少し窪んでいるように見えるが、凹部を明確に表現されていない。このとき、ハンドル部位の形状を強調表示するように、当該ハンドル部位の断面図を使用してハンドル部位の具体的な形状を示すことができる。

縦断位置を示す斜視図と断面図は次の通りである。



斜視図



断面図

以上の断面図により、ハンドル部位の窪みの表現が明確になる。

(2) 製品を使用する時に特定部位の変化を反映できる複数の異なる状態の使用状態図を増加する。例えば、出願人は、製品名称がクリップブックボードである意匠を提出し、斜視図は次の通りである。



クリップブックボードの斜視図

出願人の主なデザインポイントは器具にあり、他の部位はいずれも既存意匠又は通常意匠であり、かつ当該器具が個別に販売できなくて単独で使用できないと仮定する。このとき、当該器具のクリップブックボードにおける使用状態図も一緒に提出することができ、これより、デザインポイントを強調するよう、

当該器具のクリップブックボードにおける地位を増加することができる。

使用状態図は例えば次の通りである。



使用状態図 1



使用状態図 2

以上の使用状態図 1 及び 2 により、器具の製品全体のデザインにおける地位を強調し、無効宣告請求と侵害訴訟において権利の主張に利点がある。

4. まとめ

出願人のデザイン思想を最大限に保護し、デザインの情熱を刺激するという観点から、部分意匠制度は効果的な制度であり、出願人に歓迎されており、多くの国や地域でますます普及されている。工業大国として、中国は意匠をより一層保護すべきである。部分意匠制度がまだ確立される前に、類似する意匠、出願書類でのデザインポイントの適切な揭示、断面図や使用状態図の適切な使用などの方法によって、デザインポイントが明確に表現されて、デザインポイントがよりよく保護され、無効宣告請求と侵害審判において有利な結果を得るのに役立つ。

この文章は法律意見書と同等ではありません。具体的な法律意見書については、当社の専門コンサルタントや弁護士にご相談ください。当社の電子メールは LTBJ@lungtin.com、当該電子メールは当社のウェブサイト www.lungtin.com でも見つけます。

詳細な情報やさらなる助言については、この文章の筆者にお問い合わせください。

馮春時：博士、パートナー、日韓代理部部長、シニア弁理士、弁護士：LTBJ@lungtin.com

吳昌教：弁理士：LTBJ@lungtin.com

周志全：特許エンジニア：LTBJ@lungtin.com



馮春時

(博士、パートナー、日韓代理部部長、シニア弁理士、弁護士)

専利出願、OA 処理、復審請求、無効宣告請求、専利行政訴訟、専利分析などの業務を得意とし、コンピュータソフト・ハードウェア、電力電子、自動化技術、機械、自動車などの技術分野における豊富な専利代理経験を積み上げた。馮春時博士は、2009年1月から弁理士として国内外のクライアントのために1000件以上の専利出願を担当した。



吳昌教

(弁理士)

機械、自動制御、メカトロニクス、ロボット、及び家電製品などの技術分野において豊富な専門知識と代理経験を持つ。特に専利の新規出願、OA 処理、専利説明書の中日互訳、中韓互訳に豊富な経験を持つ。専利代理業務に従事して以来、専利出願案件を800件以上担当した。



周志全

(特許エンジニア)

専利出願、OA 処理及び復審請求などの業務を得意とし、機械、電気機械、自動制御、自動車設備、工業機器、家電製品などの技術分野における豊富な代理経験を積み上げた。周志全先生は、2014年12月隆天に入所し、その間、専利出願及びOA 処理などの案件を500件以上担当した。